蒲郡市公告第　　113　　号

一般競争入札を次のとおり行う。

令和8年10月6日

蒲郡市長　鈴木　寿明

1　入札に付する事項

1	入札番号	3
2	工事名	西浦公民館解体・駐車場整備工事
3	工事場所、路線名等	蒲郡市西浦町宮地10-6
4	工期	契約締結日の翌日から　　令和9年5月31日まで
5	工事概要	西浦公民館解体工事 鉄筋コンクリート造　鉄骨造　2階建て　床面積799．57㎡ 西浦公民館跡地駐車場整備工事
6	予定価格	121,900,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
7	最低制限価格	落札決定後に公表
8	入札方式	制限付き一般競争入札（電子入札）

2　入札参加資格に関する事項

1	建設業許可	一般建設業又は特定建設業 ※下請金額の総額が5,000万円（税込）以上（建築一式工事の場合は、8,000万円（税込）以上）となるときには、特定建設業に限る。
2	地域要件	契約先として蒲郡市内に本社、本店を置く業者
3	業種区分	解体工事 この入札に参加する建設業法第3条に規定する営業所(主たる営業所を含む。)で、上記業種の工事業を営んでいること。
4	総合評定値（P）	解体工事で700点以上（令和8年10月6日において最新かつ有効期間内のもの）
5	配置技術者の資格	建設業法第26条に規定する技術者を配置できること。 ※下請金額の総額が5,000万円（税込）以上（建築一式工事の場合は、8,000万円（税込）以上）となるときには、監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を監理技術者として配置すること。
6	配置技術者の専任性	契約金額が4,500万円（税込）以上（建築一式工事の場合は、9,000万円（税込）以上）となるときには、専任技術者として配置すること。ただし、監理技術者の配置を要するときには、契約金額によらず専任技術者として配置すること。
7	その他	⑴　令和7年12月1日付け告示による、令和8・9年度に蒲郡市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。 ⑵　地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。 ⑶　この公告の日から開札の期間において、蒲郡市から指名停止を受けていないこと。 ⑷　「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年4月1日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

３　入札手続に関する事項

1	手続きに利用する システム	あいち電子調達共同システム（CALS/EC） （以下「電子調達システム」という。） ※稼動時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前8時から午後8時まで URL https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp
2	契約条項を示す場所	蒲郡市役所総務部契約検査課
3	設計書等の ダウンロード方法	電子調達システムの入札情報サービスよりダウンロードする。 「入札情報サービス」⇒「入札公告」⇒「検索（調達機関：蒲郡市）」 （以下「入札公告ダウンロードページ」という。）
4	設計書等公開期間	公告日より(パスワードなし)
		令和8年10月29日　午前10時30分まで
5	参加申込期間	令和8年10月6日　午前8時30分から
		令和8年10月8日　午後5時まで
6	参加申込添付書類	一般競争入札参加資格審査申請書 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
7	参加資格通知日	令和8年10月9日
8	質問受付期間	令和8年10月6日　午前8時30分から
		令和8年10月16日　正午まで
9	質問方法	⑴　提出物　質疑書（市ホームページの様式等ダウンロードページに掲載） ⑵　提出先　契約検査課（keiyaku@city.gamagori.lg.jp） ⑶　提出方法　メール
10	質問に対する回答	令和8年10月26日　までに入札公告ダウンロードページ内に掲載する。
11	入札書提出期間	令和8年10月27日　午前8時30分から
		令和8年10月28日　午後5時まで
12	入札添付書類	工事費内訳書（入札公告ダウンロードページ内に掲載）
13	開札日時及び場所	令和8年10月29日　午前10時30分から入札番号順に開札
		蒲郡市役所総務部契約検査課
14	入札回数	1回
15	入札金額	消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札（契約）条件に関する事項

1	入札保証金	免除
2	契約保証金	契約金額が500万円（税込）以上の場合は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を要する。ただし、それ以外の場合は、蒲郡市契約規則第26条第3号の規定に該当する場合に限り、契約保証金を免除する。

3	支払条件	約款の規定に基づき前金払及び部分払を行いますが、その条件については、次のとおりとします。 (1) 支払限度額及び出来高予定額 ア　令和8年度の支払限度額は、38,430,000円とし、残額の支払いは令和9年度とする。 イ　令和8年度末までの出来高予定額は、42,700,000円とする。 (2) 前金払 ア　約款第36条第1項の前金払の率は、10分の4とする。 イ　令和8年度の前払金の支払限度額は(1)イに定める出来高予定額に、アに定める率を乗じて得た額とする。 ウ　令和9年度の前払金の支払限度額は、請負代金額に、アに定める率を乗じて得た額から、イに定める支払限度額を控除した額とする。 (3) 中間前払金 ア　中間前払金の支払請求は、約款36条第3項の規定にかかわらず、次に定める額を限度とする。 (ア) 令和8年度の中間前払金の支払限度額は、(1)イに定める出来高予定額に、10分の2の割合を乗じて得た額とする。また、中間前金払を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、出来高予定額に10分の6を乗じて得た額を超えてはならない。 (イ)　令和9年度の中間前払金の支払限度額は、請負代金額に10分の2の割合を乗じて得た額から、(ア)に定める支払限度額を控除した額とする。ただし、中間前金払を行う前に請負代金額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、請負代金額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。 イ　各年度の中間前払金の支払請求は、各年度の工事実績期間（令和8年度は着手日から令和9年3月31日まで、令和9年度は令和9年4月1日から完了日まで）の2分の1を経過し、かつ、工程表により、その時期までに実施すべき作業が行われ、各会計年度の進捗において要した経費が各会計年度末の出来高予定額（令和8年度は(1)イに定める額、令和9年度は請負代金額から(1)イに定める額を控除した額）の2分の1以上に相当するものでなければすることができない。 ウ　各会計年度において中間前金払を行う前に部分払を請求した場合は、当該会計年度において中間前払金を請求することはできない。 (4) 部分払 ア　各会計年度において中間前払金の支払請求をした場合は、部分払を請求することはできない。ただし、各会計年度末は、次の額の範囲内で部分払の請求をすることができる。 (ア) 令和8年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達している場合は、(1)アに定める支払限度額から支払済の前払金及び中間前払金を控除した額。 (イ)　令和8年度末における出来高が(1)イに定める出来高予定額に達していない場合及び令和9年度末において工事を完成させることができなかった場合においては、イに定める式により算定した額。 イ　部分払金の額は、約款第38条第6項の規定にかかわらず、次の式により算定する。 部分払金の額≦請負代金額×出来形割合×9/10－当該部分払を請求する前年度までの支払済前払金、中間前払金及び部分払金の額 － 当該部分払を請求する年度の前払金及び中間前払金の額 当該部分払を請求する年度末までの出来高予定額－当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額 ×（請負代金額×出来形割合－当該部分払を請求する前年度末までの出来高予定額）－当該部分払を請求する年度の支払済部分払金の額 (5)　支払限度額及び出来高予定額は、入札後に変更することがある。

4	建設リサイクル法	適用
5	現場代理人の兼務	不可
6	契約書作成の要否	要
7	その他	⑴　地元業者育成の観点から次の点に配慮すること。 ア　下請施工を必要とする場合は、可能な限り蒲郡市内の業者へ発注するように努めること。 イ　工事の施工に必要な建設資材、建設機械等の購入やリースは、可能な限り蒲郡市内の業者へ発注するように努めること。 ⑵　本案件は、蒲郡市公契約条例（令和5年条例第6号）及び蒲郡市公契約条例施行規則（令和5年規則第11号）に定める特定公契約対象案件であり、労働環境報告書等の提出を要する。詳細は蒲郡市ホームページの「蒲郡市公契約条例の手引」を確認すること。 ⑶　本件契約は、電子契約(本市が指定する立会人型電子契約サービスを利用して行う契約)又は契約書に記名押印して締結する契約のいずれかを選択できる。 電子契約を希望する場合は、落札決定後に「電子契約利用申請書兼メールアドレス申出書」を提出すること。電子契約の詳細については、蒲郡市のホームページを確認すること。 ⑷　入札添付書類の工事費内訳書について、次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。 ア　工事費内訳書の提出がない場合 イ　工事費内訳書の工事価格と入札書の金額とが一致しない場合 また、記載事項(工事名及び業者名等)の漏れや誤りがある場合も無効とする場合がある。

5　その他の事項

1	入札の無効	⑴　蒲郡市電子入札実施要領第13条に該当する入札 ⑵　予定価格を超えた入札
2	遵守事項	入札参加者は、蒲郡市電子入札実施要領及び蒲郡市建設工事関係入札者心得書の規定を遵守し、公正かつ適切に入札に参加すること。 URL https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/keiyaku/yokoyoryo.html
3	連絡先	〒443－8601　愛知県蒲郡市旭町17番1号 蒲郡市役所総務部契約検査課契約係 Tel:0533-66-1178　Fax:0533-66-1197